

独立協会の自由民権思想について

池川, 英勝

<https://doi.org/10.15017/2232306>

出版情報 : 史淵. 116, pp.115-141, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

独立協会の自由民権思想について

池 川 英 勝

はじめに

独立協会は周知のごとく一八九六年から九八年にかけて、ソウルを主要な舞台として自主独立をさげび、国政改革のために運動を展開した政治団体である。

その運動はわずか二年半にみたないものであったけれども、「政治目標においてはブルジョア民主主義的要求が議会設立への要求にまで到達」し、「運動形態においては少数革新派の運動から万民共同会の運動に発展」したものと⁽¹⁾いわれる。

しかし、独立協会の運動は結果的に李朝封建政府の弾圧の前に解散をよぎなくされたのである。なぜ運動が失敗におわたったのか。

その主要な原因としては、この運動が全国化できなかったこと、つまりソウルに限定され、地方に波及できなかった点をあげなければならない。いいかえれば、独立協会の運動自体がもっている思想的限界性が失敗の重要な原因となつたと考えられる。

このような考えから、先学の研究をふまえて、私なりに独立協会の自由・平等権論、「人民主権」論、「人民参政権」論、議会議論などを検討してみることとする。

自由・平等権論

はじめに独立協会が人民の権利をどのように認識していたのかを考察してみる。

この点に関しては、つぎの『独立新聞』の論説をみてみよう。

「各人にある程度、天が賦与した権利があるが、その権利は誰も奪うことができない権利である」⁽³⁾

「世上、人間は品物を売買する権利はあるが、人間が人間を売り買ひする権利はない。賤しい者であれ貴い者であれ、天が賦与した人間の権利はみな同等である」⁽⁴⁾

として、天賦人權論を展開している。つまり独立協会は、人間の天賦の権利は不可侵の権利であると主張したのである。

さて、独立協会における人民の自由・平等権は具体的にどのような論じられているか。それを簡単にのべることにする。⁽⁵⁾

独立協会は政府に対し人民の生命・財産の自由権を保障することを次のように要求している。

① 政府で人民の生命と財産に関することはどこまでも保護すること。

② 無断に人を逮捕するとか拘留はできず、逮捕しようとするればその人の罪状を公文に書き提示して拉致すること。

③ 逮捕後にも裁判で罪状が明らかになる前には罪人としてとりあつかわないこと。

④ 逮捕した後には二四時間内に法官にうつし裁判を請うこと。

⑤ 誰でも逮捕されれば、その当事者の親戚や友達がただちに法官に裁判を請うこと。⁽⁶⁾

これらを見ると、独立協会は①に明示することく、政府は人民の生命・財産の保護を第一の目標とすべきことをのべている。②から⑤まではいわゆる司法上の人権保護についての条項である。つまり有罪と宣告されるまでは無罪と

推定されるという立場から令状制度、裁判請求権などを主張したものである。

独立協会は「裁判というものは裁判官がその人の罪の有無を明白に審査して確実な証拠があれば、その罪に適當の刑罰を法律どおりに執行しようとして裁判が生じたのである」と、法律による処罰と証拠第一主義に立脚して公開裁判権、弁護人請求権、刑事補償請求権、拷問の禁止を主張し、連座法と拏戮法の悪法復活に対して強硬に反対したのである。このように独立協会は生命の自由権を制度化の方向、つまり法律と裁判によって保障しようと考えていたといえるだろう。

一方、財産権に関してはその保護が政府の大きな職責であり「一分一毫といえども人民の財産を法外に税をとれば、人民の貴重な権利をおかす」ことになるとのべる。現今の無名雑税と徴税権の紊乱は国庫の損失とともに人民の財産権の侵害であると批判しながら、租税の決定権は国会や政府だけがもつものであり、そこで決定された法律によってのみ収税しようという租税法主義を主張している。彼らは財産の自由権も生命の自由権と同様に制度的に保護しなければならぬとする。

言論の自由については、

「言論の自由は天性の権利である。天が賦与した権利をどうして慎重に保持しないであらうか。いかなる政府でも人民の生命と財産と諸権利を保護することが最大の職務である。また言論自由の権利がなくなれば政府官人が人民を抑圧し国家が危うくなるのである」

とのべている。また国家の中興をはかろうとすれば「人民が恐れずに政府を是々非々する権利を与えることが急先務である」とのべ、人民に言論の自由をあたえ保護することの重要性を強調した。

さらに一歩すすめて「開化した国であるほど（政府）の是非を論ずる公論が多く、是非を論ずることが多くなればなるほど開化が次第によく達成され……政治にも反対党があって大小の事を考え是非を論じてこそ次第に政治が正し

く行なわれるようになる⁽¹³⁾」として、言論の自由権保障こそが開化と正しい政治をすすめる上で指標となることと、反対の有効性を力説するにいたった。

独立協会は右のような言論の自由権を独立新聞をはじめ大朝鮮独立協会会報や演説・討論をつうじて民衆に啓蒙していたのである。彼らは新聞の効用について「いま世界のいたるところに新聞が公論をとおす大路となつて、新聞が多ければ多いほど国家がさかえ、国家がさかえるほど新聞が多くなる⁽¹⁴⁾」とのべている。

ついで、独立協会は言論の自由と表裏一体の関係にある集会・結社の自由を主張し、討論会と演説会を多く催した⁽¹⁵⁾。

たとえば一八九八年一〇月二〇日、独立協会の街頭における政治活動を禁止する内容の詔勅に対して、独立協会はただちに上疏して「若し外国の例をもつていうならば現に多くの民会があるが、政府大臣が行政において過失あれば、全国に布論して衆民を会集し質問もし弾劾もする⁽¹⁶⁾」と反論して、集会の自由権を要求したのである。また「およそ会というものは政府や社会上に最も緊要なことであり、学問上と知恵、考えと意見と経済上に最も有効なものである⁽¹⁷⁾」との認識から結社の自由を表明していた。

ところで徐載弼によれば、独立協会は「自由主義と民主主義的改革思想を鼓吹」するために、一種の「政治的党派」を目的として組織したものとされる⁽¹⁸⁾。そこで独立協会の政党論を紹介すれば、

「あらゆる国に党があつて互いに究明し、互いに是非を論じ彼我間に行なつたことを互いに評論するので国事がつねにあやまることがない。……政治党ができれば、その党で党の本義と方策を黨員が集まって作成し全国民にしらせる。つまりわが党が政権をとれば、われわれは国家と人民のために何をするかをあらかじめ宣伝するようにし、本国民と外国人らがその党が政権をとれば何をするかを前もって知るようにしなければならぬ。それゆえ、その党が政権をとればすでに決定していた約束どおりにしなければならぬ⁽¹⁹⁾」

として、政党政治の利点とそのあり方をのべている。

つぎに独立協会の平等権論についてみてみることにする。

独立協会は人間は生まれながらにして平等であるという意識をもっていた。そこで当時朝鮮に根づよく残っていた両班意識をすくなく批判している。班常制度はすでに廃止されていることを指摘しながら、「数百年間の悪癖である両班のはらわたをすべてすて」⁽²¹⁾ろと力説した。また一八九四年に制度上解放されているはずの奴婢が現存している事実を語り、さらに奴婢売買が行なわれている現状を指弾しながら、「わが国の同胞兄弟はこの風習が悪いことをしるべきである。第一に奴婢を贖良してやることは自らをも贖良されることであり、子女を売らないことは自分の体も他人が売買できなくすることである」⁽²³⁾と、悪習慣の廃止を主張した。

独立協会の平等権論で特筆すべきものとして女性認識があげられる。彼らは女性は男性と同等の権利をもっている⁽²⁴⁾と主張した。そして東洋における女性を圧迫する風俗や、朝鮮において男性の女性に対する圧迫と差別のはなはだしいことを辛らつに批判した。⁽²⁵⁾独立協会は男性批判をするだけでなく「朝鮮の婦人らも次第に学問を学び知識がひらければ、婦人の権利が男性の権利と同等であることを悟り、無法な男性らを制する方法を知るようになるだろう」⁽²⁷⁾と、女性の地位向上をはかるために女性教育と女学校設置の重要性を指摘した。⁽²⁸⁾このほかに、早婚禁止、蓄妾制度の廃止、寡婦再婚の許可、妓生制度の廃止などを提起したのである。⁽²⁹⁾

独立協会は、国民の間に平等がどの程度達成されているかが、その国の開化の基準となると主張している。⁽³⁰⁾そこで、つぎの『独立新聞』の論説を検討してみよう。

「政府で裁判所を設置し、生身の人間の皮をむちで剥がさせるのであれば、むしろ屠殺する白丁をして裁判官をさせれば、皮はぎの仕事をもっと上手にやるだろう」⁽³¹⁾

この論説は、裁判所において悪刑と拷問を恣行することを批難したものである。その批難した拷問を「白丁」に代

行させれば、もっと上手に行なうだろうと皮肉ったものであろう。一八九四年の甲午改革で制度的には解放されたものの、現実には最下層の賤民としてあつかわれ、差別によって生存権さえもおびやかされていた「白丁」に、皮はぎの悪刑を代行させればよいという差別発言は、彼らの人民把握の不徹底性を示すものであるとともに、平等権意識の限界を如実に反映したものと考えてもよいといえるであらう。

「人民主権」論

これまでの研究でその多くが独立協会思想は人民主権思想であると規定づけてきた。たとえば慎鏞廩氏は「独立協会は自由権論と平等論に基づき、国民が国家の主人であり、権力は国民に帰するという国民主権論を展開している」とのべている。また田鳳徳氏も独立協会の重鎮徐載弼の法律思想研究を通じて「彼の国家論は人民の契約によって成り立れるという……自然法論者の契約説を援用した人民主権論が核心となったことは明らかである」と主張している。しかし最近になって姜萬吉氏が、完全な国民主権は君主権の徹底的な否定によってしか達成されないとし、独立協会は君主権を否定できなかったこと、また君主が単なる象徴としてのみ存在し、主権が完全に国民に帰するよう国民主権ともなりきれない点をあげて、人民主権論を否定している⁽³²⁾。

人民主権（国民主権）とはいうまでもなく人民に主権が帰属すること、つまり人民が主権者であることをいう。その主権とは国権であり国家の支配権をさすのである。それゆえに人民主権は当然君主主権を否定するところに成立するものである。

このような意味から独立協会の「人民主権」論を検討してみることにする。独立協会の「人民主権」論として、よく引用されるのは、次のような論説である。

①「人民が国家の主人であるけれど主人らしく振舞わず……雇い入れた公僕が次第に変質し、公僕として上典（主

人」となり、真の主人は奴隸となり、自己の生命と財産を本来雇い入れた公僕に無理やり奪われた。⁽³⁵⁾

②「政府で官職につく人は君主の臣下であり、人民の公僕である。公僕が上典の境遇と事情を詳しく知ってこそ、その上典によく仕えることができるのだが、朝鮮は逆になって」⁽³⁶⁾

これを見ると、人民が国家の主人であるとのべ、儒教的な「民維邦本」思想よりもすぐれたものである。また官人は人民の公僕であると主張しており、従来の治者・被治者の関係を逆転させていることは人民の権利に対する認識が大きく進歩したものといえよう。つぎに②の引用文では、官人は君主の臣下であり、人民の公僕であるとして、官人の位置を明らかにしている。しかしながら人民と君主の関係は明確に何ら説明されていない。①と②をつなぎあわせて「間接的に人民が君主より優位にあることを明確に主張している」⁽³⁷⁾とのべられているが、そう解釈するには無理があると思う。

ところで、一八九七年八月二一日付の『独立新聞』に次のような論説がのせられている。

「明日自主独立した大朝鮮大君主陛下の四五歳の誕生日である。このような慶祝な日にあたって、朝鮮臣民となつて国事を考えるときである。……今日我々が臣民となつて君主に対する職務を大凡話そうと思う。……第一に君主を愛することである」⁽³⁸⁾

と、国家の主人である人民が君主に対しては「臣民」と変質しているのである。そして人民の職務は愛君であると強調している。

③「当初国家が生じた本意は多数の人々が議論して、全国人民のためにいろんなことをつくつたのであり、各官員も人民のためにつくられたものであり、人民が政府に納税することも人民が自らのために納めたものである」⁽³⁹⁾

この論説がいわゆる社会契約説を援用した人民主権論といわれるものである。⁽⁴⁰⁾しかし同じ論説の中で「国家というものとは大小をとわず多数の人々が集まり生活しながら、政府がなくては暮らすことができないので政府を設け、政府

と、人民を率いる職務を君主にさげ、君主を頭として」とのべている。傍点を付した部分は何を意味するのか。これは「人民の自発的意志にもとづいた信託（契約）に君主政治の基礎があるという趣旨」であると解釈されている。ともかくこの傍点の部分は、人民との契約にもとづくものであれ、君主に統治権を譲渡するということになる。社会契約説の場合、ルソー流にしたがえば、主権は譲渡できないことが原則である。この意味からも社会契約説を援用した人民主権とはならないことになる。とどのつまり人民が主権者であることを否定する結果となる。同論説はつづけて、われわれは政府がなくては暮らせないので政府を保護し「政府とわれわれを率いる君主に忠誠をもって仕え」とのべていることから、人民と君主の關係は自ら明らかである。

つぎに人民の当然の権利である抵抗権についてどのように考えていたか。

君主の失政に対しては、「直諫」するのが「臣民」の職務であるとす^{（せ）}る。これは伝統的忠君思想から一步もでもるのではなく、君主に対する抵抗は認められていないに等しい。

政府に対しては、

「国の興亡は、その国の人民が人民の職務をはたすか否かにかかっている。人民の職務とは他でもなく、まず政府が愛君愛民する政府か否かを明らかにして、もし政府でやることが、上には国王を尊敬し、下には人民を愛して、すべての人に生きがいがあり、職業があつて安楽に生活できるように法律と規則をつくり、それらの法律と規則が少しも違ふことなく施行されているかを監視し、外にむかつては外国との交際をよくして通商諸国とは親密にし、相当の待遇と信義を厚くすることが、愛君愛民する政府である。そのような政府からの命令は、少しもたがふことなく実行することが人民の職務であり、もし人民が政府が愛君愛民するしごとをできないと知れば、その所以を法律に則してはなし、できるだけ愛君愛民する政府が樹立されるようにするのが人民の職務である……」

人民の職務はただ座して政府を批判するにとどまらず、もし政府が人民に有害なことをすれば必ずそのような

とをできないようにするのが人民の職分であり、また愛国愛民する政府がつくった法律を終始実行することが人民の職分であり、また自分だけが正しい人民になるのではなく、全国の人民がみな自分と同じく正しい人民になるようにすすめるのもまた人民の職分である」⁽⁴³⁾

この論説は屈折した形をとりながら、人民は「愛君愛民」する政府か否かを監視し、そうでない場合には批判をくわえ、また交替させることが人民の職務＝権利であるとのべている。だが、その行使は武力による転覆を意味するのではなく、あくまで言論活動、「法律に則して」とあるように合法的なわく内のことであることもわかる。このように人民の権利もすっきりとした表現をとらず、義務ともよめるような言い方がなされているのは、忠君思想が根づいた客観的な状況を配慮したものであろう。

さらに官吏に対する抵抗も同様な表現を用いている。官吏が压制をなすときは法部に訴え、また信用できない官吏は君主に告発することによって罷免させることが、人民の職務であると主張している。⁽⁴⁴⁾つまり倉官汚吏を排斥する方
法として、法部や君主に告発することを提起しているのである。

要するに、政府と官吏に対する抵抗権は頗る微温的かつ消極的にしか表現されていないことがわかる。しかも君主に対する人民の抵抗権はまったく存在しなかったのである。

以上のように、これまで定説のようにいわれてきた独立協会の国民主権・人民主権思想は君主権を否定できず、徹底した人民主権思想からほど遠いものであった。つまり独立協会は天賦人權論をかなり純粋なたちで主張しながらも、人民主権思想にはいきつかなかったのである。

では、独立協会は民権の伸長をどのように考えていたのだろうか。

独立協会は「自主独立しようとするれば、まず国民の権利から保護する考えをしる」⁽⁴⁵⁾とか、「國者一人之積也、則人總持自由權利、然後推以能保其國之自由」⁽⁴⁶⁾と、国家独立のために民権の重要性を原則的に提示している。

このような独立協会の民権伸長の原則に対して、守旧派らは「民権が盛んになれば君権がそこなわれる」⁽⁴⁷⁾と強硬に反対した。なぜなら、守旧派の目標は君主専制であり、当然のごとく君権と民権とは対立するものとしてとらえていたからである。

これに対して、独立協会は次のようにのべている。

「人民の地位が世界各国の人民の中で高まってこそ、その国の官人の地位が高まり、政府の官人と全國民が外國人に鄭重にもてなされてはじめて、その國の君主が世界各国の諸王らと同等になるのである」⁽⁴⁸⁾

「人民の権利が堅固であるほどに、君主の地位が高くなり、國家の形勢がさらに大きくふるう」⁽⁴⁹⁾

として、民権が伸長してこそ、君権が強固となり、國家の地位も向上するとのべている。この場合、君権は國權とみなされており、民権との關係は相對立的なものではなく、補完關係にあると主張しているのである。⁽⁵⁰⁾

そこで、一八九八年七月九日付『独立新聞』の「民権とは何か」という論説をみることにしよう。

同論説は冒頭で、

「世事を心配する人々がいうに、百余年前にフランスに起こった民變が大韓に起こるか心配だというが、大皇帝陛下が精勵される世界に、そのような變革があるはずが全くないけれど、あるいは事勢を詳しく知らない人があるかと思ひ大凡話すが、フランスの當時の狀況と大韓の今日の事勢を比較すれば非常にちがうことが幾つかある」として、次の五項目にわたって説明している。

第一に、フランスは本来民會があつて人民は民権が何であるかを知っているが、大韓は古來より民権という名前を知らず、今日になつてようやくその名前をきいたのである。第二に、フランスは學問が盛んで人民の教育がよくいきどとき見聞が広いけれども、大韓は教育がおとろえ、人民が無識で頑固である。第三に、フランスは革命の数十年前に人民は書籍・演説會・新聞を通じて自由權利を知っているのみならず、その行使する方法も知っている。しかし大

韓は人民を啓蒙する人も書籍・新聞もなく、人民は自由権利が何であるかを知らず行使する方法も知らないので幼児に刃物をもたすのと同じである。第四に、フランスは武功を尊び軍隊も強盛であるから他国の軍事介入を阻止できるが、大韓は武器を軽んじ人民がひ弱く恐怖心が多いので他国と競うことができない。第五に、フランス人は愛国心があり國家有事には一心となつてこれにあたり、革命後にはよく国土と國家を保全したけれど、大韓の人民は私事の争いには勇猛だが國家間の闘いには恐怖心が多く、國家がほろびても私事愛憎をもって朋党のみ専念する。それゆえ「この幾つかをみれば、百余年前のフランスの形勢は今日の大韓情勢とくらべ天地の差がある。われわれはこのように無智でひ弱く愛国心がなく、どうしてフランスの人がなした事業ができようか。どうかそのような考えは夢にもみないで、ただ新聞と教育でもつて同胞愛と見聞のみひろめて、われわれの分外の権利は願わず、大皇帝陛下が許された良法美規でもよく施行されるように官民が一心すれば、自然に聰明と教育がひろまり、民権が拡張され、皇室も万歳に堅固となり、國勢も富強になることを約束するであろう」とのべている。

この論説が発表されたときは、万民共同会の開催をかわきりに、民衆運動が本格的に展開されつつあった時期である。ここでは、愚昧な人民に自由権利を与えることは「幼児に刃物をもたすのと同じ」であると、驚くべきほど民権伸長論は後退している。このほか、この論説の特徴といえば、人民主権意識がまったく欠如していることと、市民革命の時期尙早論をとなえていることである。⁽⁵¹⁾

以上みてきたように、独立協会は民権伸長論をとなえていたけれど、徹底した人民主権にもとづいたものではなく、君主権を認めるなかでのものであった。また民権伸長論も革命論との関係で論じられるとき、あるいは現実に民衆運動が激化の一路をたどろうとするときには変質して後退もしくは制限論にまでいきつく性格のものであったといえよう。

政体論・議會論

つぎに独立協会はどのような政治体制を構想していたのであろうか。人民主権論が徹底化された場合は共和体制が提起される。独立協会の場合も共和制をよく知っており、それを理想と考え羨望していたともいわれる。しかしながら現実論としては君民同治制、つまり立憲君主体制を提唱したのである。⁽⁵²⁾共和制でなく立憲君主体制をとなえた理由として、独立協会自体も君主を否定できなかったし、客観的にも伝統的な忠君思想が相当根づよかったこと、そして民衆の意識の低さをも勘案したためと考えられる。

もっとも独立協会は、東洋の専制政治は政府が国家の権力を独擅するため国民は疲弊し、国家有事の時にあたり政府は有効な策がたてられない。それゆえ国家の力は貧弱となりほろびる弊害を生ずるとして専制政体を批判している。⁽⁵³⁾

このように専制君主制は当然容認できないものであったし、共和制の実現は不可能であるという認識から、現実的な方案として立憲君主体制が考案されたのである。また尹致昊は英国のような立憲君主制・代議君主制を考えていたといわれる。⁽⁵⁴⁾

つぎに独立協会が考案した議會設立論の検討にうつる。

独立協会では早くから「現今救時之急務、博採各國之新制、特設上下之院、擴張朝野之議」とあるように、議会の必要性を認識していたのである。⁽⁵⁵⁾そして一八九八年四月三日に、「議会院を設立することが政治上もっとも緊要である」という議題のもとに第二五回討論会が開催された。この討論会のくわしい模様は韓興壽氏によれば次のようである。

第二五回の討論会は議會設立建議をめぐって激論がたたかわされた。その議案の概要は(1)中枢院を廢止すること、

(2)議院を創設し國家の重要問題を決定すること、(3)議院の議員選挙は日本および欧米の制度を参酌、制定して民望のある人物にその職をまかせること、などであった。しかし徐載弼が「今日の情勢はどういそのような改革を期待しがたく、そのような意気に深く同情する人がいたとしても、人智を開発し國富を増進して人民自主の新精神と新氣風を涵養するのが國家の急先務で、豪言壯談することは國家の経綸に秋毫の利益もない」として反対し、決定をくだせず散会したといわれる。

しかし、獨立協会の議會論は同年四月三〇日の『獨立新聞』紙上で表明された。

「人には腦があつて、その機能はいろんな考えと意思を決定し、口には心の中のことを發声して他人につたえ、手足があつて腦にある考えを實行するようにした……

それゆゑ政府をつくる時はこの例にならつて開化した國々が政府を組織し、いろんなことを考え意思と方策を考ええだす官員があり、その考えを施行して世に明らかにする官員がいる。考え方策を出す官庁を外國では議院といひ、議院で作定した方策と意思を執行する官庁を内閣と稱す。大韓も次第に一定の制度を政府にたて、この混乱した規則のないことをなくそうとすれば、どうしても議院を別に設立し、國中に學問があり、知恵があり、立派な考えのできる人々を選んで、その人々に行政する權利をあたえず、議論、決定する權利のみあたえ、立派な考えと議論を毎日公平に討論して利害損益を公平無私に討論し作定し……」

と、議院の必要性、つまり行政と立法を分離して立法機關の設置をつよく要求しているのである。そして議會を設立することによつて、第一に皇帝が裁可をくだすのに労苦が少なく、私論や虚偽がはいらないので皇帝の聰明を乱すことがないこと、第二に内閣大臣は行政にのみ専念でき正しく執行できること、第三に人民の意思が政府に反映されるようになるので、人民と政府との間に情誼が生まれ、政事を自分のことのように考え愛國心が増すこと、第四に人民と政府が一体となることによつて外國も大韓を輕蔑、侵犯できなくなること、などの利点があるとのべている。

ついで独立協会は一八九八年七月三日に上疏して正式に議会設立を提起したのである。

上疏文において「近日歐洲列邦、雖專制之治、設上下議院、以諮諏國是、廣開言路……伏願聖上、旁求俊彦、俯循輿情、大小政令、上自百僚、下至庶民、廣詢博採、措諸施為、則萬民幸甚、天下幸甚⁵⁷⁾」とのべている。つまり外国にならって、立憲君主制のもとで議会を設立しなければならないことと、人材登用や政令の決定も民意によるべきことを強調したのである。

このうち、独立協会は中樞院の改編による議会設立運動を展開するようになる。当初の議会を別途に設立する考えから、現存する機関を改造して、それに議会的機能をもたせようとする運動に変わっているのである。これは先にふれた徐載弼の言のように、当時の情勢では議会を独自の一機関として設立することは不可能であるという判断が作用したのであると思われる。そこで中樞院の議会式改編が考え出されたのである。しかし一度は廃止することを考えていた中樞院に注目し、それを存続させなおかつ立法的機関に改編しようとしたのはなぜだろうか。それは中樞院が諮問機関でありながら、その官制をみれば一種の立法的性格をそなえていたからであろう。たとえば、中樞院は内閣の諮詢に応じて法律・勅令案、臨時に内閣で諮詢する事項を審査議定するところである（第一条）、中樞院は内閣の勅令の制定廃止及び改正に関して内閣総理大臣に建議するを得る（第十條）⁵⁸⁾などがそうであるといえる。

ともかく、独立協会は議会設立するために中樞院がもっとも適当な機関であり、その改編をおもいついたと考えられる。

この独立協会による中樞院改編の運動は国王・守旧派らの強硬な反対にあいジグザグのコースをたどったが、ついに一〇月二四日に政府に対し独立協会独自の中樞院改定案が提出されるようになった。そのご官民協商がつづけられた結果、ようやく一一月四日に新中樞院官制が頒布されたのである。⁵⁹⁾

独立協会の中樞院改定案と新中樞院官制には若干の相違点があるのみで、ここでは協会の中樞院改定案を検討して

みることにする。

その主な内容をあげれば、

第一条 中樞院は議政府の諮詢に応じて中樞院の建議をなし、左の事項を審査議定するところである。

一、法律勅令案

二、議政府が議を経て上奏する一切の事項

三、中樞院の臨時建議の事項

四、人民の献議を採用する事項

第二条 中樞院は左の職員をもって構成する。

議長一人、副議長一人、議員五十人を奏任し、その半数は独立協会で會員投票によつて選挙する……

第三条 議長・副議長は勅任であり……

第四条 議長・副議長及び議員の任期は十二月と定める。

第八条 議政府と中樞院で意見が合わないときは府院が合席協議し妥当可決したのちに施行する。

第九条 國務大臣は委員をその主任事項をもつて命じ、これを議政府委員と称し、中樞院に至つて議案の理趣を弁明する。

第十条 國務大臣及び各部協辦は中樞院に來會して議員となり列席するを得る。

但し、その主任事項の決議員数には加わることを得ず。

第十一条 本令は頒布日から施行する。⁽⁶⁾

この改定案でもっとも重要なことは議員の半数を民選、つまり独立協会から選出するという条項であろう。また中樞院の議決事項にはまず法律勅令案があげられている。そのほかに議政府の諮詢事項、中樞院独自の建議事項、そし

て人民からの献議事項も含まれている。つぎに議政府の執行事項に関しては中樞院の同意を必ずえなければならぬとしている。このことは行政府を拘束することにより、君主権を制約することになるのである。さらには國務大臣はその主任事項について中樞院に対して責任を負うことになっている。これらの点を総合してみると、中樞院は不完全ながらも立法機関である議会の機能をもつことになる。

この中樞院改編と関連して、独立協会が考えていた議會制度についても少し詳細にたちいることにする。このころ、独立協会の中樞院改革案に対抗して、皇國協会が「民撰議院設立建白書」を政府に建議していたのである。つまり皇國協会は下議院の設立を主張したのである。これに対し、独立協会はただちに反駁する意見を表明した。次に引用しよう。

「今日國事を心配する人々がいうに、國勢を振起し富強たらしめんと欲すれば下議院を設立しなければならぬというが、少し考えの足りないことである。下議院というものは國民に政權をあたえることである。政權を掌握する人は一人でも數万名でも知識と學問があつて、ただ自己の權利のみを知るのではなくて、他人の權利を損傷しないで、私事を忘れて公務をまず先にし、小さな嫌疑を問題にしないで大きな義理を崇尚して民族に有益な政治を執行すべきであるから、無識ならば一人が治めても多數の人が治めても國政があやまることにかわりはなく、無識な世界には君主國がかえつて民主國より堅固であることは古今の史記と歐米各國の情況からみてもわかることである」と。

つまり、下院というものは國民に政權をあたえることである。政權を掌握する者は有識者でなくてはいけない。だから無識な世界にはむしろ君主國が最適であると主張した。さらに、

「わが國の人民は數百年教育がなく、國事がどうなつていようと當面の苦しみさえなければ關係せず、政府が他人の手にうつらうとも自分の生活をしてすごせれば、他國の屬國になつても心配もしない。自由とか民權とかいう

ものは言葉も知らず、あるいは言葉でも聞いた人はいかようにでもすることを自由と考え、他人を苦しめ自分を利用することを権利と思う。このような国民に忽然と民権をあたえて下議院を設置することはかえって危険をもたらすものである」

として、国民の愚昧さを指摘し、そのような国民に民権をあたえて下議院を設立することは危険このうえもないと、その不可なることを強調したのである。

同論説はつづけて、世界が驚くほど進歩した日本でも明治元年には上下議院をもうけず、明治二三年になってようやく国会を開設したのであると指摘し、いまわれわれは外国人と通商、交際後数年間に習ったことといえば紙まきタバコをすう一事のほかにはなく、どうして恥しらずにも下議院を夢みようか。このような「妄言」をすて「わが分内の権利」でも守り、内に学校をたて若者を教育し、外へむかつては欧米各国へ留学生を派遣し、国民の知識がひらけ、四・五〇年進歩したのちに下院を考えるのが妥当であると時期尚早を主張したのである。

独立協会が構想した議會制度とは上院のみ設立することであった。この上院は中枢院という現存する機関を改編してその実現化をはかり、議員には官選議員とともに独立協会員となる。さらに上院を主導することによって君主権を制限していこうとするものであったといえよう。だから、独立協会にはこの段階では民選議會を開設することによって、民衆を啓蒙、進歩させるといふ考え方はない。むしろ下院設立Ⅱ国民の政權掌握と直線的にとらえ、そのことに強硬なまでに反対論を主張しているところに、為政者的な立場をとらえるのは無理であろうか。

「人民参政権」論

さて、つぎに人民の参政権の問題である。人民主權思想は当然のこととして、人民の國政参加を要求することは周知のことである。

独立協会は人民の国政参加、つまり参政権をどのように考えていたのであろうか。その初期において地方官の選出問題をめぐって参政権が提唱されている。

『独立新聞』（一八九七年一月一六日の論説）は英国人婦人の旅行談として、ロシアへ移住した朝鮮人が官吏を投票で選出し、自治制度を円滑に運営していることを紹介しながら、朝鮮でも「国民をして自分らの官吏を村の中でそのうち人望のある者を選出させる」こと、つまり人民の直接投票による地方官の選挙制度を考えなければならぬと提案している。このような考え方は独立協会創立以前に徐載弼から提唱されていたので、彼によってもう少し具体的の内容を検討してみよう。⁽⁴⁴⁾

彼は外国における地方自治制の実施をあげながら、地方官である「觀察使と郡守というものは君主が人民につかわされた使臣であり、法を守る人民の公僕である」と前提し、当時の地方官について「觀察使と郡守らは……君主がつかわされた使臣と考えないで、自分を人民より地位が高いものと考え、人民を抑圧し政府の命令を詳しく伝えないため、人民は政府も知らず、政府で派遣した者を嫌悪するので、どうして民・国間の交際がうまくいくだろうか」と指摘した。だから「内閣大臣と協辦は君主が選ぶのが当然」であるけれど、「外任はその道と郡の人民をして人望のある者を投票して」選定するのが良策である。さらにその選出された者は当該地方の事情に明るく、またその人々のために仕事をするのであろうし、「大臣や協辦が薦挙する人物よりは十のうち九良いことである」と強調して、このように地方官を直選することが「民・国間に利益のあることは一・二年すればよく推察できよう」と主張していた。

以上のように、地方官の不法な行為をなくする意味からも、人民に選挙権をあたえ直接に地方官吏を選出することが有意義かつ必要なことであると主張したのである。つまり独立協会の初期において、地方政治の段階における国民の参政権が要求されたことを知りうる。

さて独立協会は「彼らの国民参政権思想を中央政治の次元では議會を設立して専制君主制を代議君主制に改革する

ことよって、これを實現させようとした⁽⁶⁵⁾といわれる。

先に議會論について検討したので、結論的にいえば彼らの構想した議會は人民全体を代表する議會ではなく、官選議員と獨立協会員のみが議員になれるという制限されたものだった。そこには人民の立法府への参加要求^{||}国政参加は拒否されている。人民主権から帰結されうる人民参政権は否定されているのである。この結果として、民主的な憲法制定構想は当然のことながらみられない。憲法とみなしたのは甲午改革時の「洪範一四條」であつたとされる⁽⁶⁶⁾。この「洪範一四條」はいうまでもなく上から国王が宗廟に誓告したものである。

要するに、獨立協会の構想は民選議會の開設、そこで憲法を制定し立憲政体を樹立するということではない。むしろ人民が未開の現状にあつては早急な民選議會の設立は立憲政体の確立をあやまるものだという考えがあつたのではないだろうか。

以上のように、獨立協会の「人民参政権」論はその初期において地方政治への参加というかたちをもつて考えられていたが、中央政治の次元、つまり議會政治になると究極的には人民の国政参加は拒否されるにいたり、非常に不徹底なものにおわつた。したがって獨立協会の国政参加の実現だけをもって、人民主権からの当然の帰結である人民参政権思想をそなえていたとはいいいがたい。

庶民観

そこで獨立協会が当時の民衆をどのように認識していたのであろうか。彼らの庶民観をいちべつしてみよう。獨立協会の庶民観は愚民観の一言につきるであろう。

「(朝鮮人は)……勉強する考えもせず、昼夜他人の嘲笑をうけ輕蔑され、ひ弱くますます無識で愚かで、馬鹿な仕事をしながらもそれでも楽しく思い、他人に侮辱されても憤る気もなく、他人に悪口をいわれ野蠻にふるまわ

れてもそれを極楽と知り……」⁽⁴⁷⁾

「わが国の人民は数百年来教育がなく国事がどうなつていようと当面の苦しみさえなければ関係せず、政府が他人の手にうつろうとも自分の生活をしてすぐせれば、他国の属国になつても心配しない」⁽⁴⁸⁾

このように、民衆の愚昧さをあからさまにのべている。この愚民観は『独立新聞』紙上で終始くりかえされている。そこには人民への信頼感は少しもみられない。そして地方官の違法行為も人民の無智にその責任を求めている。⁽⁴⁹⁾

また「われわれも大韓に外国の軍隊が一つでも駐屯しているのを好ましく思わないが、いま大韓人民の学問のないことを考えるならば、外国軍隊がいるのがかえって幸いである。もし外国軍隊がなかったならば、東学と義兵がその間すでに京城におしいったであろうし、京城内では何らかの擾乱があつたかもしれない」と、人民の無智を根拠として外国軍隊の駐留⁵⁰ 治外法権を認め、外国軍の存在が義兵らの京城侵犯をくいとめる作用をはたしているのであるから、かえって幸いとまで言っているのである。

さて独立協会は富強な国家をつくろうとすれば、人民の教育が最も重要であることを力説している。つまり朝鮮が外国のようになるには全国の人民が学校で少なくとも一〇年は勉強しなければならぬと、人民が早く文明開化し、学校と新聞と演説場を全国いたるところにもうけ、全国民を教育しなければならぬと、⁽⁵¹⁾ 機会あるごとに人民の教育を強調しているのである。もちろん、そこには朝鮮人は学問さえおさめれば本質的に日本人にも欧米人にも劣ることのない民族であるという認識をもっていた。⁽⁵²⁾

しかしながら現実的には、眼前の一般民衆は愚昧としかうつらなかつたことも事実であつた。

そこで独立協会は総体的に民衆に対して、学問をまなび知識をもてとか、国事への関心を示せ、あるいは愛国心を⁽⁵³⁾ もてと、幾度となく強調している。このことは人民に対する評価の基準ともなつていたのであろう。

要するに、独立協会は一般民衆をつねに啓蒙、教育する対象として考え、政治的な主体としてではなく、客体とし

て把握されているのである。それに反して独立協会員をエリート、政治的な主体として位置づけていることはすでにみてきたとおりである。

したがって、独立協会の民衆意識はいきおい国民の国政参加もしくは市民革命に対して否定的な傾きを示したのであると考えられる。

一方、独立協会は法の厳守を強く主張しているのである。

独立協会は当時朝鮮において法律・規則が正しく施行されず、また守られていないことが国家を衰退させている原因であると認識していた。⁽⁷⁵⁾そして法律・章程・規則というものは国家の根本であり、礎石であるとして、「章程と規則と法律を一毫といえども違うことなく文字どおり施行」⁽⁷⁷⁾することを主張した。

それゆえ、官吏とは法律どおりに執行することが職務であり、無法な官吏は君主の逆賊で人民の金をかすめとる盗賊に等しいと批判した。⁽⁷⁸⁾また人民は法律を守ることが職務であること、「人として忠臣たらんとすれば、その国の法律を守るのが忠臣であり、法律を守らないのが逆賊である」⁽⁸⁰⁾とか、法律を守らない人は「国家の仇讐であり、世界で最も賤しい人間である」⁽⁸¹⁾と、法の遵守を主張している。

しかし、ここで問題となるのは現行の法律がたとえ悪法であったとしても、改正されるまでは絶対に守らなければならぬとしたことである。⁽⁸²⁾人民にとって悪法は法にあらずというのではなく、悪法も法律であることに間違いないから遵守すべきであるというのである。そして独立協会は「もし政府で制定した法律が人民の考えに妥当なものでないならば、自己の所見を新聞に記録するか他の人々に演説することはよいけれども、乱民となつて政府を害することや政府から派遣した守令を侮辱し殺害することは逆賊のすることである」⁽⁸³⁾と、人民や世論に訴えて法律を改正していくことが正しいのであり、暴力を使用して騒乱するのは誤つた方法であると主張した。だから、義兵や東学のような民衆蜂起に対しては、

「本来蜂起の理由は地方官の不法に憤慨して立ちあがり、その村のなかに不法なことが再びおこらないようにしようという主義であるが、不法な行為を彼らも行なうので、それはつまり匪徒である。匪徒になれば乱民であるから、乱民は法律上大きな罪人である。罪人をただそうとした人々らが罪人の行為を行なうのだから、どうしておろかなことでなく、国家に有害でないだろうか⁶⁴」
とのべている。その動機には理解を示しながら、武力によって解決をはかることは法律に違反することになると批難し、その行動を否定している。

このような独立協会の遵法主義の強調は一般民衆の革新性を規制する効果をもたらすことになる。とりわけ農村で地方官吏による虐政が旧態依然としてつづけられている中で、農民に容易にうけいられるものとはなりえなかったのではないかと思われる。

おわりに

この小論では、独立協会の自由民権思想をその代弁紙であった『独立新聞』をはじめ『大朝鮮独立協会会報』、討論会題目、上疏文をつうじて考察してきた。

独立協会は天賦人權説にもとづいて、身体と財産の自由を基本的な人間の権利として認識し、言論・集会の自由を主張しながら自ら行動化してきた。さらに人間は生まれながらにして平等であるという意識から、封建的な班常差別、女性差別を批判した。しかし被差別民「白丁」に対する差別意識は依然としてこのこり、人民把握に少なくとも限界を示していた。

独立協会において、人民の権利に対する認識は従来にくらべてはるかに進歩した高次元のものであったが、徹底した人民主権論とはなりえなかった。つまり君主権を最後まで否定できなかった。それゆえ独立協会の民権伸長論も原

則として提示されながら、君主権を認めるなかでのものとなり、また現実の中では相対化されていったといえよう。

政体については立憲君主体制が構想された。またその一形態である議會は上院のみ設置することを主張した。上院は中枢院という現存する機關を改編することによって実現をはかった。その議員は官選半数、民選半数とし、民選議員は独立協会員の中から選出するというものであった。一方、下院は民衆の未開化を根拠に反対した。それゆえ、独立協会はこの時点での人民の立法府への参加を否定するにいたった。要するに独立協会の構想には民選議會設立—憲法制定—立憲君主体制樹立というコースはなかったのである。

最後に独立協会の庶民観は愚民観そのものであり、そこには人民への信頼感はまったくみられなかった。すなわち民衆を指導・啓蒙する対象としてのみ考え、政治的な主体としてではなく、客体としてとらえられていた。

以上、独立協会の自由民権思想を分析することによって、その限界点をも指摘した。かかる思想的限界が、独立協会運動の失敗の重要な原因の一つであったと考えられる。

今後、この自由民権思想だけでなく宗教、経済、軍事と多岐にわたる独立協会の思想を総合的に検討することによって全体像を把握し、さらにその限界を明らかにしていきたいと思う。

【註】

- (1) 姜在彦『近代朝鮮の变革思想』一五二頁。
- (2) 独立協会に関する研究書としては、姜在彦前掲書、慎鏞廈『独立協会研究』、韓興壽『近代韓國民族主義研究』などがある。研究論文としては、朴性根「独立協会の思想的研究」(『李弘植博士回甲記念史学論叢』)、柳永烈「独立協会の民権思想研究」(『史学研究』第九輯)、同「独立協会の民権運動展開過程」(『史叢』第一七・一八合併号)、田鳳徳「徐載弼の法律思想」(『韓国史研究』第一〇号)などがある。
- (3) 『独立新聞』一八九七年三月九日。

- (4) 右同、一八九七年一〇月一六日。
- (5) 独立協会の自由・平等権論については慎齋廬前掲書、柳永烈「独立協会の民権思想研究」に詳しく研究されているので参照をこう。
- (6) 『独立新聞』一八九八年八月四日。
- (7) 右同、一八九六年九月二九日。
- (8) 右同、一八九六年八月二五日、九月二九日。一八九七年四月二七日、二月二一日。一八九八年八月四日、九月二七日、九月二八日の論説を参照。
- (9) (10) 右同、一八九八年八月一五日。
- (11) 右同、一八九九年一月一日。
- (12) 右同、一八九八年九月七日。
- (13) 右同、一八九八年一月七日。
- (14) 右同、一八九九年一月一〇日。
- (15) 徐載弼は、討論会と演説会の目的は新聞と同じく、国民に自由思想と民主主義的知識を啓蒙しようとするものだったと語る（金道泰『徐載弼博士自叙伝』二四八頁）。
- (16) 『大韓季年史』上、二七一頁。『独立新聞』一八九八年一〇月二五日。
- (17) 『独立新聞』一八九八年二月一九日。
- (18) 金道泰前掲書、二四七―二四八頁。
- (19) 『独立新聞』一八九六年八月二七日。
- (20) 右同、一八九六年六月一八日。
- (21) (22) 右同、一八九八年三月二二日。
- (23) 右同、一八九七年一〇月六日。なお独立協会の第八回討論会（一八九七年一月一日）においても「同胞兄弟間に男女を売買することは義理上大いに不可である」と題して議論された（『独立新聞』一八九七年一月九日）。
- (24) (25) 『独立新聞』一八九八年一月四日。
- (26) (27) 右同、一八九六年四月二二日。

(28) 『独立新聞』一八九六年四月七日、四月二二日、五月二二日、九月五日。一八九八年一月四日、二月二二日。

(29) 右同、一八九六年四月二二日、六月六日。一八九八年二月二二日、六月一六日。

(30) 右同、一八九六年九月二八日。

(31) 右同、一八九七年四月二七日。

(32) 慎齋前掲書、一九七頁。

(33) 田鳳徳前掲論文、二〇九頁。

(34) 姜萬吉『分断時代の歴史認識』一三二―一四八頁参照。

(35) 『独立新聞』一八九八年一月一六日。

(36) 右同、一八九六年一月二二日。

(37) 慎齋前掲書、一九八頁。

(38) 『独立新聞』一八九七年八月二二日。

(39) 右同、一八九七年四月一七日。

(40) 韓興壽前掲書、一四六頁。

(41) 田鳳徳前掲論文、二〇九頁。

(42) 『独立新聞』一八九八年八月二二日。

(43) 右同、一八九八年一月一日。

(44) 右同、一八九六年一月七日、一八九八年一月八日。

(45) 右同、一八九七年三月九日。

(46) 『大朝鮮獨立協會會報』第七号、一二頁。

(47) 『独立新聞』一八九八年一〇月二五日。

(48) 右同、一八九六年九月二九日。

(49) 右同、一八九八年五月七日。

(50) 韓興壽前掲書、一四九頁。慎齋前掲書、一四八―一四九頁。柳永烈前掲論文、四二頁。

(51) この論説について姜萬吉氏は「この論説は国民革命が時期尚早という考えよりでたものというよりも、むしろ徹底した国民
獨立協會の自由民権思想について(池川)

- 主権意識がない啓蒙主義思想のみをパターンとしているものではないかと考えられる」という（姜萬吉前掲書、一三五頁）。
- (52) 柳永烈前掲論文、六六一―六八頁。姜萬吉前掲書、一三三頁・一四六一―一四七頁。
- (53) 『独立新聞』一八九八年二月二十五日。
- (54) 慎鋪廈前掲書、一四八頁。
- (55) 前掲『大朝鮮獨立協會會報』第一八号、二頁。
- (56) 韓興壽前掲書、一六四頁。
- (57) 前掲『大韓季年史』上、二〇三―二〇四頁。
- (58) 『韓末近代法令資料集』I、二〇二―二〇三頁。
- (59) 一八九八年一〇月三〇日の官民共同会献議六条に対する国王の詔勅の中に「諫官廢止後、言路壅滯、上下無勤勉警厲之意、函定中樞院章程以為實施事」とあるように、国王の中樞院改編に対する考え方は甲午改革時に廢止された司諫院的性格のもので考えていたようである。
- (60) 獨立協會の中樞院改定案では議官「半数は獨立協會より會員投票によって選挙する」とだけあったが、新中樞院官制では議官「半数は人民協會のなから二七歳以上の政治、法律、学識に通達した者を投票して選挙すること」（第三条）とし、「本官制第三条中の人民選挙は現今において獨立協會で行なうこと」（第十六条）として詳細に規定されている点ぐらいである。
- (61) 前掲『大韓季年史』二七二―二七三頁。
- (62) 『日本外交文書』第二卷第二冊、四〇三頁。
- (63) 『独立新聞』一八九八年七月二十七日。
- (64) 右同、一八九六年四月一四日、四月一六日。田鳳徳前掲論文二二三―二四頁。朴性根前掲論文四四〇―四四二頁。慎鋪廈前掲書二〇一―二〇四頁などを参照。
- (65) 慎鋪廈前掲書、二〇四頁。
- (66) 慎鋪廈前掲書、二一五頁。柳永烈前掲論文、六六頁。
- (67) 『独立新聞』一八九六年八月一日。
- (68) 右同、一八九八年七月二十七日。

- (69) 右同、一八九七年四月一七日。一八九八年一月三日、十一月六日。
- (70) 右同、一八九八年四月一四日。
- (71) 右同、一八九六年一〇月一〇日。
- (72) 右同、一八九八年四月一四日。
- (73) 右同、一八九六年八月四日、二月三日。しかし八月四日の論説は「もし朝鮮人が……富国強兵する学問と風俗につとめれば英国人や米国人に劣ることはないものであり、朝鮮も清国をうち遼東と満州を占領し賠償金八億円をうけとれるのだから、朝鮮人は心をひろくもって十年後に遼東、満州を占領し、日本の対馬を占領する考えをすることを願う」として、海外侵略を称賛するかのような発言をしていることに注意を要する。
- (74) 『独立新聞』一八九八年二月一七日。なお独立協会第一六回討論（一八九八年一月二日）の題目は「國家を永遠に太平にしようとするば官民間に一心愛國するのが最も緊要である」とある（『独立新聞』一八九八年一月八日）。
- (75) 右同、一八九六年一〇月一三日。一八九七年三月一八日。
- (76) 右同、一八九七年四月一七日。
- (77) 右同、一八九七年三月一日。
- (78) 右同、一八九六年一月二二日。
- (79) 右同、一八九七年八月二一日。
- (80) 右同、一八九六年四月一一日。
- (81) (82) 右同、一八九七年三月一八日。
- (83) 右同、一八九六年四月一一日。
- (84) 右同、一八九七年八月二二日。義兵・東学に関する論説として、一八九六年一〇月一〇日、一八九七年五月二五日、一八九八年三月三一日、四月一九日などがあげられる。